

別表第3

輸出関係書類の記載要領

1 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書（輸出令第2条第1項第二号に該当する場合を除く。）

1-0 通則

申請者は、輸出しようとする貨物が、次のいずれかに該当するときに所定の申請書を作成する。

- (1) 輸出許可申請書の作成は、外為法第48条第1項の規定に基づく輸出令別表第1の貨物に該当する貨物の輸出の場合に行う。ただし、輸出契約の中の該当する品目に限り行う。なお、(3)に該当する場合には、(3)に従うものとする。
- (2) 輸出承認申請書の作成は、輸出令第2条第1項第一号の規定に基づく同令別表第2の貨物に該当する貨物の輸出の場合に行う。ただし、輸出契約の中の該当する品目に限り行う。なお、品目別輸出承認基準に別に定めがある場合は、当該定めるところにより行う。また、(3)に該当する場合には、(3)に従うものとする。
- (3) 輸出許可・承認申請書の作成は、輸出契約の中に、(1)に基づく輸出許可と(2)に基づく輸出承認が同時に存在する貨物の輸出の場合に行う。
- (4) 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書の記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書にのり付けする。

1-1 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄

- (1) 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとする。
- (2) 代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名をする。

例 (イ) ○○代理

○○株式会社

代表取締役 何 某

(ロ) on behalf of (principal's name)

(Agent's name)

1-2 削除

1-3 「取引の明細」の「買主名」等の欄

1-3-1 「取引の明細」の「買主名」等の欄

契約書に記載されている輸出の相手方の名称・住所を記載することとする。なお、買主と支払人がそれぞれ異なる場合は、同欄に当該支払人を併記する。また、展示会への出展

のように、輸出をしようとする者が輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本へ積み戻す場合は、輸出をしようとする者を同欄に記載することとする。住所欄も同様に記載する。

1-3-2 「取引の明細」の「荷受人」の欄

契約書に記載されている荷受人の名称・住所を記載する。ただし、これらを契約書で確認できない場合は、実際の荷受けを行う者の名称・住所を記載する。なお、買主と同一である場合には、「買主と同じ」と記載する。住所欄も同様に記載する。

1-3-3 「取引の明細」の「需要者」の欄（輸出承認申請書を除く。）

貨物を費消し、又は加工する者であって、契約書に記載されている名称・住所を記載する。ただし、これらを契約書で確認できない場合は、実際の貨物の使用者であって貨物の管理責任を負える者の名称・住所（通常は本社）を記載する。この際、加工する者と費消する者が異なる場合には、これらを併記することとし、費消する者を後ろに記載する。また、複数の需要者がいる場合には、これらを列記することとするが、記載欄に書ききれない場合においては、「別紙」と記載し、添付する別紙に列記する。

なお、輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消し、又は加工する者は、ここでいう需要者には該当しない。

需要者が未定である場合には、「未定」と記載の上、需要者住所は空欄とする。

なお、買主や荷受人と同一である場合には、「買主と同じ」、「荷受人と同じ」又は「買主・荷受人と同じ」と記載する。住所欄も同様に記載する。

また、需要者として貨物の所有者と使用者が異なる場合には、これらを列記することとする。住所欄も同様に記載する。

1-4 「取引の明細」の「仕向地」の欄

1-4-1 「仕向地」の欄

輸出貨物の最終陸揚港の属する国（又は領域、以下同じ。）を記載する。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記載し、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、消費される国を記載する。

また、相当な理由があって、仕向地が確定していない場合（例えば、自由貿易港に一旦陸揚げされた後、買主が商機をみて再輸出する場合等）には、次のように記載することができる。ただし、仕向地別に輸出の規制が行われている等の場合には、認められない。

- (例) (1) Unknown (New York Free Zone)
(2) Europe
(3) England Germany or France

(注1) 船舶輸出の際の仕向地は、当該船舶の船籍国又は船籍を取得する予定の国とする。

(注2) 輸出令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物を他の外国を経由して南

緯60度の線以北の公海に輸出する場合には、最終的に経由する国を仕向地とみなす。

(注3) 台湾の英語表記の場合はTAIWANとすること。

1-4-2 「経由地」の欄

貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。

(例) (1) 仕向地に直送される場合。

Direct又は仕向地の国若しくは地域名

(2) 積み替えられる場合

積み替えられる国又は地域名

なお、数回積み替えられる場合は、積み替え順どおり列記する。

また、陸揚げされた後、陸送されるときは、次の例による。(仕向地がSwissであってGenoaで陸揚げされZurichへ陸送される
とき)

Switzerland Via Italy

1-5 「取引の明細」の「商品内容明細」の欄

1-5-1 「商品名」の欄

商品名は、一般的な用語をもって記載する。ただし、同一商品名で、信用状等に記載された名称と異なる場合は、その名称をカッコ書にして記載する。

1-5-2 「型及び等級」の欄

輸出数量、品質等について規制が行われている貨物については、審査に必要な性能、主要材料、品質等を明記する。

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合には、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあっては、「16項」と記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合には、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

1-5-4 「数量」の欄

輸出数量の規制品目に限り、計の項に記載する数字の直前及び直後に※印をつける。

(例) ※1, 000※

なお、この場合の記載数量の訂正は認めない。

1-5-5 「価額」の欄

(1) 「価額」欄には、当該貨物の建値も併せて記載する。

(2) 金利等の記載について

貨物代金に受取金利を含めて輸出契約をしているときは、原則として、「総額」欄及び「計」欄には、その合計額を記載することとする。

- (3) 輸出貨物代金から仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料、検量料及びその他の検査手数料（以下「手数料等」という。）を差し引いて回収する場合には、原則として単価欄に差し引く手数料等を記載し、かつ、「総額」欄の計に当該価額を記載する。

したがって、「総額」欄の計には手数料等を差し引いた差額（回収する総額）を記載する。

(例) 「単価」欄 「総額」欄

	FOB	£ 10, 000, 000.00
Less agent Commission	(3%)	£ 300, 000.00
	計	£ 9, 700, 000.00

- (4) 無為替輸出の場合は、当該貨物のFOB（FOB以外の建値の場合は、当該建値。以下（5）において同じ。）価格を「価額」欄に記載する。

なお、FOB価格の算出は、当該貨物を国内において対価を支払って取得したときはその額に、対価を支払っていないときは当該貨物の時価に、輸入された貨物のときは輸入許可された価額に、それぞれ船積みまでに要した経費を加えた額により行う。

- (5) 一部無為替輸出の場合は、「価額」欄に当該無為替輸出に係る商品の価額を記載する。

1-5-6 「数量及び総額の増加の記入」の欄

- (1) 数量及び総額の増加が予想される場合は、その増加率を記入し、その必要のない場合は、×印を記入する。
- (2) 数量の増加の計算は、輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載されている数量の未通関のものを基準として行い、増加率は、2以上の貨物が当該申請書の商品名欄に併記されている場合は、各貨物にその増加率が適用される。

(注) この欄は、単価の変更には適用されない。